

太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の申告について

地面や家屋の屋根に太陽光発電設備を設置した場合は、固定資産税（家屋または償却資産）の課税対象となります。償却資産となるものについては、申告が必要となります。下記の表をご覧ください、対象となる資産を所有されている場合は申告をお願いします。詳しくは、税務課資産税係までご連絡ください。

また、一定の要件を満たす設備に対しては、特例措置が適用され税負担が軽減される場合があります。

1. 課税の対象となる資産は下表のとおりとなります。

設置者	10kw以上の太陽光発電設備(余剰売電・全量売電)	10kw未満の太陽光発電設備(余剰売電)
個人(住宅用)	償却資産の課税対象です。 家屋の屋根などに、経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して、発電量の全量または余剰を売電される場合は、売買するための事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となります。	課税対象ではありません。 売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外です。
個人(事業用)	償却資産の課税対象です。 個人の方であっても、事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税の対象となります。	
法人	償却資産の課税対象です。 事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税の対象となります。	

2. 発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※家屋：家屋として評価の対象となり、償却資産としての申告は不要です。

※償却：償却資産に該当します。償却資産としての申告が必要です。

3. 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

平成25年度から、『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備について、固定資産税における課税標準の特例が適用されます。（税制改正により取得時期や特例率などが変更される場合があります。）

- (1) **対象となる設備** 経済産業省による『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備（蓄電装置、変電設備、送電設備を含みます）のうち償却資産に該当する部分が対象となります。ただし、住宅等太陽光発電設備（低圧かつ発電出力10キロワット未満）を除きます。
- (2) **取得時期** 平成24年5月29日から平成28年3月31日までの間に新たに取得された設備
- (3) **適用期間及び内容** 該当する設備に対して新たに固定資産税を課税させていただくこととなった年度から3年度分の固定資産税に限り、太陽光発電設備の固定資産税の課税標準となるべき価格を3分の2の額とします。
- (4) **適用するにあたり必要となる添付書類**
ア 経済産業省が発行する『10キロワット以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書』の写し
イ 電気事業者が発行する『電力供給契約に関するお知らせ』または『系統連系契約書』の写し

4. お問い合わせ 税務課 資産税係 代表 ☎ 45・3111（内線141・142）



▲生活安全について講習を受けました。

池田町生活学校「泉の会」は、町の新生活運動・生活学校運動を推進し、明るい豊かな地域づくりに寄与することを目的としています。

今後もボカシ作りなど生活の中における環境保全的活動をはじめ、酵素作り、ミニ門松作り、食生活を考えるための料理教室など様々な活動を行う予定です。

7月16日中央公民館で池田町生活学校「泉の会」の皆さんが生活安全に関する講習会を受講しました。

揖斐警察署の方より、依然として被害が後を絶たない振り込め詐欺や、電話勧誘や訪問による詐欺等に関する話し、また、町内における危険箇所や交通安全に関する話しなど、身近な生活に潜む危険について対策意識を高めました。

池田町生活学校「泉の会」で生活安全に関する講習会を行いました